

小谷村

子育て援助活動支援事業
活動の手引き (V e r . 1)



小谷村ファミリー・サポート・センター

目次

1	小谷村ファミリー・サポート・センター	1
2	会員登録できる人	1
3	援助活動の内容	1
4	援助活動の時間	1
5	援助活動の流れ	2
6	センターの開設時間	3
7	利用料	3
8	会員の責務・遵守事項	3
9	ファミリー・サポート・センター補償保険	4
10	安全チェックリスト	6
11	様式	7
12	小谷村ファミリー・サポート・センター事業Q&A	11
13	ファミリー・サポート・センター補償保険Q&A	16
資料	小谷村ファミリーサポートセンター事業実施会則	18

1. 小谷村ファミリー・サポート・センター

かつては、友達同士、親戚、ご近所などで自然に行われていた子どもの預けあい。そんな地域の助け合いを、新しい形でサポートする活動です。

子育ての援助を受けたい人（利用会員）と、子育ての援助を行いたい人（協力会員）が共に会員となり、お互いの立場を理解し合い、信頼関係を築いた上で、協力会員が有償で援助活動を行います。事務局は「小谷村こども家庭センター」内に置きます。

2. 会員登録できる人

○【利用会員】子育ての援助を受けたい人

村内に住所を有する人、または村内で勤務する人で、産前産後の時期の人、首が座ってから（概ね4か月頃）から小学校6年生までの子どものいる人。

○【協力会員】子育ての援助を行いたい人

・20歳以上69歳以下の村内に在住の人で、センターが実施する講習会を終了した人。

※援助は原則として協力会員の自宅で行います。

※講習を修了した人には、修了証を発行します。

利用会員と協力会員の両方の登録をすることもできます。

会員登録料、年会費はありません。

センターを退会するときは、会員証を返還してください。

会員は次のいずれかに該当したときは、会員の資格を喪失します。会員の資格を喪失したときは、直ちに会員証をセンターに返還してください。

- ・会員の要件に該当しなくなったとき。
- ・実施要綱の規定に違反したとき。

3. 援助活動の内容

利用会員と協力会員両者の合意により、実施される次の援助活動です。

○子どもの送迎（利用会員が指定した場所）

○一時的な子どもの預かり（利用会員のリフレッシュなどでの利用も可能）

・子どもの預かりは、協力会員の自宅において行いますが、会員間の同意があれば他の場所で行うこともできます。

・子どもが病気の時の預かりや子どもを病院へ連れて行ってほしいといった援助は行いません。

・協力会員1人が同時に複数の利用会員の子どもを預かることはできません。

・「協力会員1人」対「利用会員1人」であれば、兄弟姉妹など複数の子どもを預かることができます。

○子どもがいる家庭での家事代行（妊娠中・産前産後も可）

○子どもがいる家庭での買い物代行（妊娠中・産前産後も可）

4. 援助活動の時間

・援助活動時間は午前7時から午後8時までです。

・子どもの宿泊を伴う援助活動は行うことはできません。

・援助活動の時間は、子どもを預かった時間から親に引き渡した時間までです。

5. 援助活動の流れ 例) 保育所への迎えとその後の預かりを行った場合

①援助活動の申込み (利用会員⇒センター)

利用会員が援助活動を受けたいときは、センターに援助の申込みをします。



②援助活動の打診 (センター (アドバイザー) ⇒協力会員)

申込み後、アドバイザーは、申込みの内容にふさわしいと思われる協力会員に連絡します。



③援助活動の了承 (協力会員⇒アドバイザー)

④協力会員紹介 (アドバイザー⇒利用会員)

アドバイザーは協力会員の了承を受け、利用会員に援助活動を行うことができる協力会員を紹介します。



⑤事前打合せ (利用会員⇔協力会員)

アドバイザーが両会員に連絡をして、援助活動内容について事前に十分な協議を行い、両者の合意により援助活動内容を決定します。(利用会員は、決定した援助活動の内容以外の援助活動を要求することはできません。)

事前打合せは、基本センターにて行い、アドバイザーも加わり実施します。



⑥子どもを迎えに行く協力会員の連絡 (利用会員⇒保育所)

利用会員は保育所に、協力会員が代わりに迎えに行くことを伝えておきます。



⑦援助活動の実施 (協力会員⇒保育所、利用会員)

協力会員は、子どもを保育所へ迎えに行き、預かりを実施した後、利用会員に引き渡します。その際、援助活動の内容を【日報】活動報告書に記入し、利用会員の確認及び押印(署名可)を受けます。



⑧利用料等の支払い (利用会員⇒協力会員)

利用会員は、援助活動報告書を確認後、その都度協力会員に対して利用料等の基準に従って利用料及び実費を支払います。

協力会員は、利用料等を受け取ったときは、【日報】活動報告書に押印または署名し、2枚目を利用会員に渡します。



⑨【日報】活動報告書の提出 (協力会員⇒センター)

協力会員は【日報】活動報告書を活動後1週間以内にセンターに提出します。

※定期的に継続して利用する場合、利用会員はアドバイザーに週又は月ごとにまとめて申込みます。また、特定の協力会員に負担がかからないように数人でローテーションを組み援助活動にあたります。

6. センターの開設時間

月曜日～金曜日（祝祭日および年末年始（12/29日～翌年1/3）を除く）の午前8時30分～午後5時15分です。

7. 利用料

この活動は、ボランティアの精神に基づいたもので、営利目的や協力会員の収入を保障するものではありません。しかし、協力会員が責任を持って活動するため、また、利用会員が必要以上の気遣いをしないために一定の利用料を定めているものです。

	時間区分	利用料
1	○月曜日～土曜日の午前8時～午後6時（国民の祝日及び12月29日～翌年の1月3日までの日を除く）	1時間 600円
2	○月曜日～土曜日の午前7時～8時及び午後6時～8時（国民の祝日及び12月29日～翌年の1月3日までの日を除く） ○日曜日・祝祭日の午前7時～午後8時	1時間 700円
(1) 利用会員が複数の子どもを預ける場合は、2人目からの利用料は半額です。 (2) 援助活動の開始から最初の1時間までは、1時間に満たない場合でも1時間とみなして計算します。 (3) 援助時間が1時間を超える場合は、30分未満は基準額の半額とし、30分以上は1時間として計算します。 (4) 援助時間は、協力会員が子どもを預かったときから利用会員に子どもを引き渡したときまでの時間です。 (5) キャンセル料は、次のとおりです。 ・利用予定日の前日までの取消：無料 ・利用予定開始時刻までの取消：上記基準額の半額 ・利用予定開始時刻までに取消をせず、利用しなかった場合：上記基準の全額		
実費	交通費（公共交通機関の運賃、自家用車は1kmあたり30円）（価格変動あり）	
(1) 食事（ミルク又はおやつを含む）、おむつ等お子さんに必要な物品は利用会員が用意してください。 (2) 事情により協力会員が、食事、おむつ等を準備する場合には、利用会員及び協力会員があらかじめ協議して金額を定めてください。		

8. 会員の責務・遵守事項

- 会員は援助活動により知り得た他の会員の秘密を守らなければなりません。退会後も同様です。
- 会員は、援助活動を通じて物品の販売、あっ旋、宗教活動、政治活動等を行ってはいけません。
- 協力会員は援助活動中の子どもの安全確保と事故の発生予防に努めてください。
- 協力会員は援助活動中の子どもに異常を認めたときは、利用会員に連絡するとともに状況に応じた適切な処置を行ってください。その後、センターへ報告してください。
- 協力会員は同時に複数の利用会員に対しての援助活動は行うことはできません。
- ファミリー・サポート・センター補償保険適用外の事故については、会員間で解決してください。

9. ファミリー・サポート・センター補償保険

援助活動に関して生じた事故に備えて、傷害保険、賠償責任保険等に参加します。保険に参加する費用は、村が負担します。

(1) サービス提供会員傷害保険

事由	補償額
死亡	500万円
後遺障害	20万円～500万円（後遺障害の程度により）
入院（1日あたり）	3,000円（180日以内の入院に限る）
手術	3,000円×所定倍率（10倍、20倍または40倍）
通院（1日あたり）	2,000円（180日以内の通院に限り90日限度）

【補償例】

- ・走ってくる子どもを受け止めようとして支えきれず転んでケガをした。
- ・子どもを送って帰宅途中、雨で濡れた階段で滑ってケガをした。 等

【対象とならない主な傷害】

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
- ・酒酔運転、無資格運転中に被った傷害
- ・脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害
- ・戦争、暴動などによって被った傷害
- ・むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ・細菌性中毒およびウイルス性食中毒
- ・その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの（靴ずれ、しもやけ、ひやけ、日射病等）

【ご注意】

本保険は傷害保険のため、疾病（持病の悪化等を含む）は対象となりません。

(2) 賠償責任保険

事由	補償額
施設賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1事故 2億円
生産物賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1事故・保険期間中 2億円
初期対応費用	1事故 1,000万円
訴訟対応費用	1事故 1,000万円
受託者賠償責任保険（現金盗難）	1事故・保険期間中 10万円

【補償例】

- ・協力会員の不注意でお湯がこぼれ子どもに大やけどをさせ賠償責任を負った場合。
- ・協力会員が提供した食事が原因で子どもが食中毒を起こしたりやけどを負ったことにより、賠償責任を負った場合。

【対象とならない主な例】

- ・故意
- ・地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・戦争、暴動、変乱、騒じょうまたは労働争議
- ・協力会員の同居の親族に対する賠償責任
- ・預かっていた他人の財物についての賠償責任（現金は除きます）
- ・排水または排気（煙を含みます）に起因する賠償責任
- ・自動車、原動機付自転車、航空機、昇降機（貨物専用のものを除く）、施設外にある船・車両、動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任

(3) お見舞い金制度

利用会員の子どもが協力会員宅の財物を破損したり、協力会員の家族にケガをさせたりした場合等に、協力会員に対して30,000円を限度にお見舞い金が支払われます。お見舞い金は、1活動につき1回（1活動に複数の事故があっても、1事故として）支払われます。

【お見舞い金額】

- ・被害を受けた金額によって支払われる金額が変わります。お見舞い金の請求には見積書及び領収書が必要です。

(4) 依頼子供傷害保険

事由	補償額
死亡	300万円
後遺障害	12万円～300万円（後遺障害の程度により）
入院（1日あたり）	3,000円（180日以内の入院に限る）
手術	3,000円×所定倍率（10倍、20倍または40倍）
通院（1日あたり）	2,000円（180日以内の通院に限り90日限度）

【補償例】

- ・子どもが階段から落ちてケガをした。
- ・子どもが犬にかまれてけがをした。
- ・子どもが転んでけがをした。 等

【対象とならない主な傷害】

- ・サービス提供会員傷害保険と同じ。

*協力会員・依頼会員両者間のトラブルが生じた場合、村は一切関与しません。

10. 安全チェックリスト

安全チェックリスト

活動を始める前に、お子さんにとって危険な場所がないか、このチェックリストを使って確認を行いましょう。

1. 火災や地震の際の避難場所を知っていますか。
2. 119番を呼ぶ際に必要となる情報（活動場所の住所、目印となる建物）について把握していますか。
3. 緊急連絡先（依頼会員、センター、かかりつけ医など）を控えていますか。
4. 階段や段差のあるところには、子どもが落ちないような対策がしてありますか。
5. ドアがボタンと閉まらないような対策がしてありますか。
6. たばこ、薬、ライター、化粧品、洗剤、刃物などを子どもの手の届かないところに置いていますか。
7. 硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなど子どもがのみ込んでしまうようなものは子どもの手の届かないところに置いていますか。
8. ビニール袋やラップなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。
9. 熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。
10. 反射式石油ストーブやファンヒーターなどは、子どもの手の届かないような対策がしてありますか。
11. 浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしませんか。浴室に鍵をかけるなど、子どもが1人では中に入れないような対策がしてありますか。
12. 子どもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を片づけましたか。ひとりで出ないように鍵をかけましたか。
13. 子どもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転倒防止のための対策はとってありますか。
14. 子どもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていますか。
15. ブラインドの紐は子どもが首をひっかけてしまわないように、子どもが届かない高さでくくってありますか。

1 1. 様式

別紙 4

日程 年 月 日
時間 午前・午後 時頃

事前打合わせ表

利用会員	会員番号	氏 名	住所・電話番号	
協力会員	会員番号	氏 名	住所・電話番号	
子ども 氏名	愛称 () 男・女		生年月日	年 月 日 (歳)
活動予定時間 (月 日 (曜日) 時から 時まで)				
緊急 連絡 先	氏 名	続柄	連 絡 先	
	電話： ()			
	電話： ()			
	電話： ()			
かかりつけの病院		電話： ()		
子 ど も に つ い て	アレルギーについて： 無 ・ 有		食物アレルギー () その他のアレルギー ()	
	平 熱：		性 格：	
	食 事：		おやつ：	
	睡 眠：		排 泄：	
	好きな遊び：			
	嫌いなこと：			
	気をつけて欲しいこと：			
活動内容				
そ の 他	①活動場所 (協力会員宅 利用会員宅 その他)			
	②現物準備 (食事 おやつ ミルク その他)			
	③実費を立て替えてもらうもの (交通費 その他)			
	④緊急依頼のための電話等での連絡は (午前 時以降 夜間 時まで)			
	⑤その他 ()			

活動報告書は3枚綴りです。
 1枚目はセンターに活動後1週間以内に提出してください。
 2枚目は利用会員に渡します。
 3枚目は協力会員の控えです。

3枚複写(3-1)

記入例 【日報】 活動報告書 (センター用)

1. 援助実施日 令和 6年6月29日(日)

2. 利用児童及び援助時間

子どもの名前	性別	年齢	時間
〇〇〇〇	男 女	5歳	9:00~13:00(4時間00分)
〇〇〇〇	男 女	2歳	9:00~13:00(4時間00分)
	男 女	歳	: ~ : (時間 分)

3. 送迎 有 無

距離 (1Km未満切り捨て) _____ 5 _____ Km

4. 報酬等

報酬 4,200 円	報酬 単価 (600) × (_____ 時間)
報酬内訳 2800+1400	報酬内訳 単価 (700) × (4 時間)
	※きょうだい分は半額を足す
交通費 185 円	交通費内訳 _____ 5 _____ Km × 30円
キャンセル料 0 円	キャンセル内容 ①当日キャンセル (半額) ②無断キャンセル (全額)
合計 4,385 円	

協力会員

利用会員

会員番号

会員番号

氏名 **〇〇〇〇** (印)

氏名 **〇〇〇〇** (印)

※協力会員、利用会員共に押印に代えて署名可能

備考

記入例 【日報】 活動報告書（センター用） 3枚複写(3-1)

1. 援助実施日 令和 6年6月29日(日)

2. 利用児童及び援助時間

子どもの名前	性別	年齢	時間
〇〇〇〇	男女	5歳	9:00~13:00(4時間00分)
〇〇〇〇	男女	2歳	9:00~13:00(4時間00分)
	男女	歳	: ~ : (時間分)

3. 送迎 有 無
 距離 (1Km未満切り捨て) _____ Km

4. 報酬等

報酬 <u>4,200</u> 円 報酬内訳 <u>2800+1400</u>	報酬 単価 (600) × (_____ 時間) 内訳 単価 (700) × (<u>4</u> 時間) ※きょうだい分は半額を足す
交通費 _____ 円	交通費内訳 _____ Km × 30円
キャンセル料 <u>2,100</u> 円	
キャンセル内容 ①当日キャンセル (半額) ②無断キャンセル (全額)	
合計 <u>2,100</u> 円	

協力会員	利用会員
会員番号 _____	会員番号 _____
氏名 <u>〇〇〇〇</u> 印	氏名 <u>〇〇〇〇</u> 印

※協力会員、利用会員共に押印に代えて署名可能

備考

ファミリー・サポート・センター事業ヒヤリ・ハット報告様式

年 月 日

「ひやり」や「はっ」と気付いた事象について教えてください。	
事象が発生した時間	時 頃
事象が発生した場所	<input type="checkbox"/> 依頼者宅 <input type="checkbox"/> 提供者宅 <input type="checkbox"/> 路上 <input type="checkbox"/> 学校・保育園等 <input type="checkbox"/> 公園等の屋外 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> その他 ()
児童年齢・性別	歳・ 月 児
事象の程度	<input type="checkbox"/> ケガや病気により、治療が必要になった <input type="checkbox"/> ケガや病気になったが、特に治療は必要なかった <input type="checkbox"/> ケガや病気になりそうになった <input type="checkbox"/> ケガや病気になるかもしれないと感じた <input type="checkbox"/> ケガや病気には直接つながらないサービス上の失敗
発生したこと 発生しそうになったこと	<input type="checkbox"/> ケガをした、またはケガにつながりそうだった場合 ⇒ 【ケガの種類】 <input type="checkbox"/> 打撲・アザ <input type="checkbox"/> 擦過傷 <input type="checkbox"/> 裂傷 <input type="checkbox"/> 骨折 <input type="checkbox"/> 破折歯 <input type="checkbox"/> 脱臼 <input type="checkbox"/> 捻挫 <input type="checkbox"/> 咬傷 <input type="checkbox"/> 戸挟み <input type="checkbox"/> 鼻血 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 預かり中に体調が悪化した <input type="checkbox"/> サービス提供上のミス (失念、時間間違い、連絡ミス等) <input type="checkbox"/> その他 ()
事象の主な原因 (複数選択)	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 家具・遊具等からの転落 <input type="checkbox"/> 衝突 <input type="checkbox"/> 危険物との接触 <input type="checkbox"/> 誤飲・誤嚥 <input type="checkbox"/> 預かりルールの違反 <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> アレルギー (食物) <input type="checkbox"/> サービス提供者の原因 (目を離した、電話に出ていた、ぼうつとしていた、時間を忘れた等) <input type="checkbox"/> 子どもの不安全な行動 (暴れる、静止を振り切って走る等) <input type="checkbox"/> 動物・虫 <input type="checkbox"/> その他 ()
事象の詳細	

1 2. 小谷村ファミリー・サポート・センター事業 Q&A

【会員登録】

Q1：会員登録後、登録内容や会員区分を変更することはできますか？

A：登録内容や会員区分の変更は可能です。変更する場合は、センターへ登録申込書を提出してください。

Q2：小谷村から転出する場合は、何か手続きが必要ですか？

A：両会員は他市町村に転出した場合、会員の資格を失い退会となります。その場合はセンターへ「会員証」を返還してください。

【利用会員】

Q3：センターへ依頼すれば、必ず利用はできるのでしょうか？

A：本事業は、子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい人が共に会員となり、お互いの立場を理解し合い、信頼関係を築いた上で援助活動を行うことにより成り立っています。場合によっては、調整ができない場合もありますので、その際はご了承ください。

Q4：預ける協力会員はいつも同じ人ですか？

A：依頼内容によって、お住まいの地区や職場の場所等を考慮しながら援助可能な協力会員をセンターで調整します。動物を飼っていない協力会員や近隣の人など、希望があれば依頼の際にご相談ください。
また、お子さんにとって同じ協力会員が好ましいと考えますので、できるだけ同じ人に依頼するように努めます。しかし、協力会員の都合によっては別な人にお願いすることもあります。センターが紹介した協力会員に必ずお願いしなければいけないというわけではありませんので、利用会員の希望をお聞かせください。

Q5：風邪をひいている子どもを預かってもらえますか？

A：子どもが病気の時の預かり、病気やケガの子どもを病院へ連れて行くといった援助は行いません。ただし、子どもが援助活動中に具合が悪くなったときやケガをしたときは、利用会員に連絡すると共に、医療機関へ受診させることもあります。また、必要に応じ利用会員への連絡に先んじて救急搬送等の対応をすることもあります。

Q6：兄弟姉妹で預けることはできますか？その場合、利用料はどのようになりますか？

A：「利用会員1人」対「協力会員1人」であれば、兄弟姉妹を預けることができます。兄弟姉妹で預けたいことを援助の申込みの際にお話ください。なお、兄弟姉妹でお願いしたい場合、2人目以降のお子さんは、半額になります。

Q7：食事やおやつは協力会員が用意してくれますか？

A：食事類はアレルギーへの対応もあり、原則として利用会員が用意し協力会員に預けてください。（昼食等）なお、のどに詰まったりけがの恐れがある食品（こんにゃくゼリー、ナッツ類、棒状の菓子等）は、避けてください。

Q8：援助活動をキャンセルする場合は、どうしたらよいのでしょうか？

A：キャンセルする場合は、利用会員から協力会員とセンターへ速やかに連絡してください。なお、当日のキャンセルは予定していた報酬の半額、連絡がないまま利用しなかった場合には全額をキャンセル料として利用会員は協力会員に支払ってください。これは、利用会員、協力会員双方が責任を持って援助活動を行うための手続きです。

【協力会員】

Q9：会員登録前にセンターが実施する講習は必ず受講しなければいけませんか？

A：専門資格の有無にかかわらず、ファミリー・サポート・センターの活動をこれから開始するというのは皆さん同じ状態です。そのため、協力会員は活動前に講習を受講していただきます。

Q10：センターから援助の依頼があったが、都合が悪い場合はどうしたらよいのでしょうか？

A：入会申込時にあらかじめ都合のよい曜日・時間を記入していただき、それを参考に依頼していますが、都合が悪いときは断っていただいてもかまいません。援助できる時間や状況が変わった時には、センターに申し出てください。

Q11：こどもが気に入るようなおもちゃが家にない場合は、貸出はありますか？

A：事務局ではチャイルドシート、ジュニアシート以外の貸出し物品はありません。必要な場合は、利用会員に用意をしてもらってください。

Q12：預かり中はこどもから目を離さないようにとのことですが、トイレには行けないのでしょうか？

A：極力目を離すことのないよう努めてください。やむおえない場合、預かるこどもの年齢等にもよりますが、声をかけるなど、こどもが一人ぼっちにならないように最大限の配慮を図ってください。

Q13：家での預かり中、公園や散歩等に連れて行ってもよいのでしょうか？

A：事前打ち合わせ時に、そのようなお話ができていれば大丈夫です。ただし、安全には十分注意してください。

【援助活動】

Q14：協力会員に直接、援助活動を依頼してもよいのでしょうか？

A：申込みは、センター（アドバイザー）を通して行います。申込みのない援助活動において事故があった場合は、ファミリー・サポート・センター補償保険が適用

されません。

Q15：事前打合せはどのように行えばよいでしょうか？

A：利用会員がセンターから紹介された協力会員に連絡を取り、利用会員とお子さん、協力会員にアドバイザーも加わり、センターで行います。
利用会員があらかじめ記入した「事前打合せ書」をもとに、緊急連絡先、お子さんの状況、援助依頼内容等を十分話し合ってください。事前打合せは、お子さんのみならず会員同士の理解を深め、よりよい援助活動を行えるようにすることが目的です。

Q16：利用会員の急用・急病で事前打合せをする時間がないときは？

A：事前打合せを行わずに援助を受けることはできません。急用・急病に備えてあらかじめ顔合わせと預かり時に気を付けてほしいことなどについて事前打合せを行っておくことをお勧めします。

Q17：センターの開設時間外に利用会員の急用・急病で援助を受けたいときは？

A：センターの開設時間外に利用会員の急用や急病などで緊急的な援助が必要なときは、あらかじめ事前打合せを行っている協力会員に直接依頼し、協力会員が依頼を承諾した場合に限り援助を受けることができます。援助活動終了後、センター開設時間に協力会員は速やかにセンターへ連絡してください。

Q18：子どもの塾や習い事など、他の場所に連れて行ってもらうことはできますか？

A：協力会員の承諾があればできます。依頼が複雑になる場合は、間違いがないように、詳しく事前打合せを行ってください。その場合の活動時間は、送迎の時間も含み、協力会員が実際に子どもを預かっている時間の合計です。また、利用会員は、事前に送迎先の責任者に協力会員が送迎することを連絡しておいてください。交通費（タクシー、自家用車等）がかかる場合、利用会員は協力会員に実費を支払います。

Q19：利用会員が病気の場合、協力会員に家まで子どもを迎えに来てもらえますか？

A：協力会員の承諾があればできます。交通費がかかる場合、利用会員は協力会員に実費を支払います。

Q20：利用会員の代わりに別の者が協力会員宅に子どもを迎えに行くときは？

A：利用会員の都合により、会員以外の方が協力会員宅へ子どもを引取りに行く場合は、事前に利用会員本人がその旨を協力会員へ連絡してください。

Q21：預かってもらってから、時間の延長はできますか？

A：協力会員の承諾があればできます。

Q22：複数の子どもを預かることはできますか？

A：複数の利用会員の子どもを預かることはできません。ただし、1人の利用会員の子どもを兄弟姉妹で預かることを依頼された場合、協力会員が複数の子どもを預

ることができる状況であれば可能です。

Q23：協力会員の家族が子どもを預かってよいのでしょうか？

A：協力会員とともに、家族で預かるのはかまいませんが、会員登録をしていない方が単独で預かることはできません。
ファミリー・サポート・センター補償保険が適用されません。

Q24：チャイルドシート、ジュニアシートは協力会員が準備するのですか？

A：チャイルドシート、ジュニアシートについては、利用会員が用意するのが原則ですが、難しい場合は事務局が貸出し用を持っていますのでご利用ください。

Q25：正直、運転が不安です。

A：運転での送迎がどうしても不安な場合は、「預かりのみ」で登録いただくことも可能です。不安な中運転することはお互いにとって良いことではありませんので、無理はしないでください。

Q26：送迎について、運送業法上の問題はないのでしょうか。

A：H22.9.16に厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長補佐からの連絡「ファミリー・サポート・センター事業における保育施設等までの送迎に関わる留意点について」の中で、「ファミサポにおける車での送迎活動は、こどもを預かる預かり行為の一連の動作の中に含まれており、いわゆる「白タク」にはあたらない」との見解を示しています。したがって、運送業法上の問題はありません。

Q26：キャンセル料が発生した場合、どのようにしたらよいですか？

A：協力会員は、「7. 利用料」(P3)を参考にして報酬の計算をしてください。
①「活動報告書」の「1. 援助実施日」及び「2. 利用児童及び援助時間」の欄に予定されていた日時及び児童氏名を記入
②「4. 報酬等」の「報酬」欄に予定していた援助時間に該当する報酬額を記入。
③「キャンセル料」欄のキャンセル内容の該当する項目を○で囲み、キャンセル料を記入
④「合計」の欄に計算した金額を記入
⑤利用会員は、早急に協力会員宅に行き、「活動報告書」の内容を確認し、キャンセル料を支払ってください。

Q27：援助活動の終了後は、どのようにすればよいのでしょうか？

A：協力会員は、援助活動が終了するまでに「活動報告書」を記入します。利用会員は援助活動の内容を確認して署名又は押印します。報酬等を支払い、協力会員が受領印を押した後に、両会員が1枚ずつ報告書を保管します。また協力会員は、「援助活動報告書」のセンター用を1週間以内にセンターへ提出してください。

Q28：援助活動がなかったときの報告は、どのようにすればよいのでしょうか？

A：援助活動（キャンセルを含む）が無かったときの報告は不要です。

【その他】

Q29：センター（アドバイザー）と会員は、どのような関係にありますか？

- A：センター（アドバイザー）は、会員相互の援助活動が円滑に行われるように調整をする役割です。センター（アドバイザー）は、会員相互に指示を出すことはなく、活動を強制することはありません。
- アドバイザーは、利用会員からの援助依頼の申込みに協力会員を紹介しますが、その人の援助を受けるかどうかは利用会員の意志に基づくものです。
 - 援助を行う時間及び内容は、協力会員の都合によって決まるもので、アドバイザーの指示によるものではありません。
 - 会員間の援助活動の調整を行うにあたってトラブルを避けるために、適切なアドバイスをすることはありますが、援助活動について、指揮監督を行うものではありません。
 - 援助活動において疑問が発生した場合は、アドバイザーに相談して下さい。

Q30：利用会員と協力会員との間で、援助活動中の子どもの様子などを情報交換するノート等を用意しても良いでしょうか？

- A：会員双方が了解していれば用意して頂いて構いません。その場合どちらが用意するかについても会員双方で決定してください。
- なお、協力会員が援助活動中の状況を次回以降に活かすために記録を作成することは可能ですが、個人情報の取り扱いには十分にご配慮ください。

Q31：援助活動中に事故が起こった場合のセンターへの連絡はどうすればいいですか？

- A：事故への対応は、まずお子さんの救命救急を最優先して対応し、次に利用会員へ状況を連絡してください。利用会員はこうした緊急事態に備え、託児利用中は必ず連絡がつくようにしてください。
- 援助活動中に生じた事故は会員相互間で解決することになってはいますが、センターは円滑な解決に向けて会員間の連絡・調整を行う役割を担います。
- 万が一援助活動中に事故が起こった場合には、センターの開設時間（8:30～17:15 月曜日～金曜日 祝祭日・年末年始除く）であれば☎080-1262-3672へ連絡してください。それ以外の場合には、小谷村役場（☎82-2001）に連絡し、子育て支援係（内線195）に連絡を取りたい旨をお知らせください。役場は閉庁時間も宿日直者がおりますので、子育て支援係担当者から改めてご連絡します。

Q32：事故には至らなかったが、ヒヤットしたことが活動中に起こった場合には報告が必要ですか？

- A：ヒヤリハットの事例は、全ての会員が安全に活動を行うために貴重な情報となりますので、ぜひセンターにお知らせください。ファミリー・サポート・センター ヒヤリハット報告様式（P10）を参考にしてください。

*ご不明な点がございましたら、センターまでお問い合わせください。

13. ファミリー・サポート・センター補償保険 Q&A

Q1：協力会員傷害保険は、利用会員（子どもを預ける親）にも適用されますか？

A：適用されません。協力会員傷害保険は、援助活動中の協力会員にのみ適用される保険です。

Q2：子どもを迎えに行くとき、自宅からではなくスーパーから保育所に行きたいのですが、スーパーから保育所に行く途中にケガをした場合、協力会員傷害保険は適用されますか？

A：適用されません。協力会員傷害保険の補償は、協力会員の自宅と利用会員の自宅あるいは利用会員が指定する場所までの通常経路のみに適用されます。

Q3：預かった子どもが、自転車で遊びに行つてケガをした場合、子ども傷害保険は適用されますか？また、預かった子どもが、友達の家遊びに行つてその友達の家でケガをした場合、子ども傷害保険は適用されますか？

A：いずれの場合も適用されます。ただし、利用会員がさせてほしくない遊びもありますので、預かるときによく話し合つて同意を得てください。

Q4：預かった子どもを連れて外出をしたいのですが、外出中子どもがケガをした場合、子ども傷害保険は適用されますか？

A：適用されます。ただし、Q3同様、預かるときに利用会員の同意を得てください。

Q5：預かった子どもが近所のお宅の窓ガラスを割り、賠償請求された場合、賠償責任保険は適用されますか？

A：適用されます。ただし、示談交渉は保険会社からの助言に基づき協力会員が被害者との間で示談交渉を進めていただくこととなります。

Q6：預かった子どもが着ていたジャケットを公園で紛失した場合、また、親から借りていたベビーカーを壊した場合、賠償責任保険は適用されますか？

A：適用されません。賠償責任保険においては、預かった物の損害については、現金のみが対象となります。

Q7：預かった子どもに協力会員の子どもがケガをさせられた場合、あるいは家のものを壊された場合、保険は適用されますか？

A：保険の適用はされませんが、ファミリー・サポート・センター補償保険には「お見舞金制度」があり、その対象となります。ただし1活動につき複数の事故があつても1事故として30,000円を限度に支払われます。

Q8：子どもの送迎に自動車を使用したいのですが、自動車で行つてケガをした場合、保険は適用されますか？また、自転車の場合はどうですか？

A：自動車の場合、協力会員傷害保険と子ども傷害保険は適用されます。しかし、賠償保険は適用されません。例えば、協力会員が預かった子どもを乗せて利用会員宅へ送りに行く途中、協力会員のミスで自動車事故を起こし、自分と子どもがケ

ガをした場合、協力会員傷害保険と子ども傷害保険は適用されます。賠償保険は適用されませんので、ぶつかった相手の車、協力会員の車の修理等には適用されません。

※自動車保険は、本保険の中に組み込まれていません。

自転車の場合は、協力会員傷害保険、子ども傷害保険、賠償責任保険とも適用されます。

Q9：別居している祖父母も協力会員で、自分の子どもを預かってもらいケガをした場合、保険は適用されますか？

A：保険は適用されません。本事業は、親族の手助けを期待できない場合、センターに協力会員の斡旋をお願いするものですから、親族に預ける場合、センターが関与する必要はないものと考えます。

本保険では、センターが調整した援助活動中に発生した事故に対して補償されます。

Q10：子どもが食中毒になった場合はどうなりますか？

A：子ども傷害保険では、ウイルス性食中毒は補償されません。なお、賠償責任保険については、協力会員が調理した食物により食中毒になった場合など、協力会員に過失がある場合には適用されます。

* ご不明な点がございましたら、センターまでお問い合わせください。

○小谷村ファミリー・サポート・センター会則

令和6年4月1日

(名 称)

第1 本会は、小谷村ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2 センターは事務所を小谷村こども家庭センター（以下この会則では「事務局」という。）に置き、センター長（以下「会長」という。）が代表者となる。

(目 的)

第3 センターは地域において育児や介護などの援助を行いたい者（以下「協力会員」という。）と、援助を受けたい者（以下「利用会員」という。）とを組織化し、会員同士が相互援助活動を行うことにより、地域の子育て支援を行い、子育て支援の向上を図ることを目的とする。

(センターの事業)

第4 センターは、次の事業を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他会員組織業務
- (2) 相互援助活動の調整等
- (3) 相互援助に必要な知識を得るための講習会の開催
- (4) 会員の交流と情報交換の場の提供
- (5) 関係機関との連絡調整
- (6) その他会長が必要と認めた事業

(会 員)

第5 会員は、センターの趣旨を理解する会員であって、センターの承認を受けた者とする。

2 会員は、相互に援助活動を行う。

3 会員は、相互援助活動により知り得た情報及び秘密を漏らしたり、プライバシーを侵害してはならない。

(入会及び退会)

第6 会員として入会しようとする者は、申込み書（様式第1号または様式第2号）を会長に提出しなければならない。

2 協力会員は、入会に際してセンターの実施する講習を受けるものとする。

3 センターは、入会を承認する会員に対し、会員証（様式第3号）を発行する。

4 会員が脱会しようとするときは、その旨センターに届け出し会員証を返還しなければならない。

(保 険)

第7 会員は、「ファミリー・サポート・センター補償保険」に一括して加入するものとする。

2 サービスに自家用車が使用される場合、賠償責任保険は前項の保険に抛らず、サポート会員の所有する車の保険が適用されるものとする。

(援助活動の内容)

第8 センターは第1の目的を達成するために、次に掲げる相互援助活動を行う。

- (1) 幼稚園、保育所、小学校又は放課後児童クラブ（以下これらを「保育施設等」という。）の保育施設等の開始時間まで又は終了後に子どもを預かること。

- (2) 子どもの一時預かりに伴う保育施設等への送迎を行うこと。この場合において、利用会員の同意を得た場合、自家用自動車を使用することができる。
- (3) 通院、冠婚葬祭等の利用会員の都合により、一時的に子どもを預かること。
- (4) 保育施設等の休日にその他の理由がある場合において、臨時に子どもを預かること。
- (5) 産前・産後または入院時の生活における援助。
- (6) 家事・買い物代行の援助。
- (7) その他利用会員の育児のために必要な援助。

(対象者及び援助形態)

第9 第8に定める援助の対象者及び援助形態は次の通りとする。

- (1) 対象者となる子どもは、首が座った乳児（概ね4か月）から小学生以下とする。
- (2) 法律上チャイルドシートを必要とする年齢児の送迎においては、チャイルドシートをしようするものとする。
- (3) 子どもを預かる場合は、原則としてサポート会員の家庭において行うものとする。
- (4) 宿泊は行わないこととする。
- (5) 妊婦・褥婦も対象とする。

(利用料)

第10 援助を受けた利用会員は、協力会員に対し、別表に定めた基準に従って利用料を支払うものとする。

(実施方法)

第11 利用会員は援助を必要とする場合、センター事務局に対して援助の依頼申込みをするものとする。ただし、緊急の場合は、直接協力会員に依頼できるものとし、後日事務局にその旨報告するものとする。

- 2 事務局は、援助の依頼申し込みを受けた場合は、援助の内容、日時等を詳細に確認の上、申し込み内容にふさわしいと認められる協力会員に連絡をする。ただし、ふさわしい会員が見つからない場合は、利用会員にその旨返し終了するものとする。
- 3 利用会員は、申し込み時の依頼内容以外の援助を求めてはならない。
- 4 協力会員は、援助提供中に事故が生じた場合は、速やかに事務局及び利用家庭に連絡し、適切な措置を講じなければならない。
- 5 協力会員は、援助終了時に活動報告書（様式4号）を作成し、利用会員の確認を受け、定期的に事務局に報告するものとする。

(補 則)

第12 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第10関係）

1 利用料の基準

援助時間等の区分		利用料
月曜日～土曜日	昼間 8時～18時	600円／1時間
	早朝 8時以前	700円／1時間
	夜間 18時以降	
日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日		700円／1時間

2 2人以上の子どもが援助を受けた場合の2人目以降の子どもの援助に係る利用料は、1の報酬の額に2分の1を乗じて得た額とする。

3 時間を延長した場合の延長に係る報酬の額は、延長した時間が30分以下のときは、1の報酬の額に2分の1を乗じて得た額とし、30分を超えて1時間までのときは、1の報酬の額とする。

4 取り消した場合の利用料の基準

前日までの取消し	無料
当日取消し	1の利用料の基準により算定した額に2分の1を乗じて得た額
無断取消し	1の利用料の基準により算定した額

5 交通費等

交通費	自家用車	1km当たり30円
	バス、電車、タクシー	実費
食事（ミルク）代、おやつ代、おむつ代	原則として利用会員が用意する。やむを得ず協力会員が用意したときはその実費	

注

- 1 利用会員が特定の物を希望する場合は、利用会員が用意する。
- 2 6歳未満の子どもの送迎に自家用自動車を使用する場合は、チャイルドシートを使用しなければならない。

様式第1号（第6関係）

ファミリー・サポート・センター登録申込書（利用会員）

年 月 日

（提出先）小谷村長

住 所

電 話

保護者氏名

小谷村ファミリー・サポート・センターの利用会員としてつぎのとおり申し込みます。

ふりがな 保護者氏名	性別	勤務先・勤務先電話番号 緊急時の連絡先（携帯電話等）	
		.	
		.	
援助の必 要な子ど もの状況	子どもの名前	生年月日	保育所・幼稚園・学校名
	特 記 事 項		
		.	.
		.	.
		.	.

担当		

承認	承認・不承認
登録番号	
台帳番号	

様式第2号（第6関係）

ファミリー・サポート・センター登録申込書（協力会員）

年 月 日

（提出先）小谷村長

住 所
電 話
氏 名

小谷村ファミリー・サポート・センターの協力会員として次の通り申し込みます。

住所・電話	〒 住所				
ふりがな		性別	男・女	生年月日	年 月 日
氏名				(年齢)	(歳)
同居家族	配偶者 有・無 子ども 人 その他	職業	1 雇用労働者 フルタイム・パートタイム 2 自営業 () 3 無職 4 その他		
資格・免許					
援助できる地域					
援助できる内容	1 保育施設等への開始前及び終了後子どもを預かること。 2 保育施設等への子どもの送迎を行うこと。 3 臨時的に子どもを預かること。 4 その他 ()				
援助できる日時	曜 日	月・火・水・木・金・土・日 (1週間 日)			
	時 間	: ~ : (1日 時間)			
その他					

担当			

承認	承認・不承認
登録番号	
有効期限	年 月

様式第3号（第6関係）

（表面）

ファミリー・サポート・センター会員証

登録番号： (協力会員・利用会員)

氏名：

住所：

登録期間： 年 月 日から

年 月 日まで

上記の者は、小谷村ファミリー・サポート・センターの登録会員であることを証する。

年 月 日交付

小谷村長

印

（裏面）

注 意 事 項

- 1 会員として活動中は、会員証を携帯し、身分を証明する必要がある場合は提示してください。
- 2 会員として活動中に知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりしてはいけません。
- 3 会員として活動中に生じたトラブルに関しては、当事者同士で解決するものとなりますが、センターで加入している補償保険で対応できるものについてはセンターに速やかに届けてください。
- 4 この会員証を紛失したとき、変更が生じたときは、直ちにセンターに連絡してください。
- 5 登録期間が過ぎたとき、又は登録をやめたいときは、必ず会員証をセンターに返却してください。

【日報】 活動報告書

1. 援助実施日 令和 年 月 日（ ）

2. 利用児童及び援助時間

子どもの名前	性別	年齢	時間
	男 女	歳	: ~ : (時間 分)
	男 女	歳	: ~ : (時間 分)
	男 女	歳	: ~ : (時間 分)

3. 送迎 有 無

距離（1Km未満切り捨て） _____ Km

4. 報酬等

報酬 _____ 円	報酬内訳	単価（600）×（ _____ 時間）
		単価（700）×（ _____ 時間）
		※きょうだい分は半額を足す
交通費 _____ 円	交通費内訳	_____ Km × 30円
キャンセル料 _____ 円	キャンセル内容	①当日キャンセル（半額） ②無断キャンセル（全額）
合 計 _____ 円		

上記の報酬等を領収しました。

上記のとおり、援助活動を受けたことを確認しました。

協力会員

利用会員

会員番号 _____

会員番号 _____

氏 名 _____ (印)

氏 名 _____ (印)

※協力会員、利用会員共に押印に代えて署名可能

備考

おたりの元気キッズ
みんなの力で育てよう！！
小谷村ファミリー・サポート・センター



2024年.4月

問い合わせ先

小谷村ファミリー・サポート・センター（こども家庭センター内）

電話：080-1262-3672

住所：小谷村中小谷丙 131 番地

開所時間：午前8：30～17：15

お休み：土・日・祝日・年末年始 12/29～1/3

小谷村教育委員会子育て支援係：小谷村子ども家庭センター

電話 82-2001 内線 195

